

令和7年第2回教育委員会会議記録

令和7年2月13日（木）

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
日程第 2 協議第1号 八雲町奨学金条例の一部を改正する条例
日程第 3 協議第2号 令和6年度教育費補正予算
日程第 4 協議第3号 財産の取得について
日程第 5 議案第1号 令和7年度八雲町教育行政執行方針について
日程第 6 議案第2号 令和6年度八雲町教育委員会事務事業点検・評価報告書について
日程第 7 その他

◎出席者

教育長	土 井 寿 彦
委 員	羽 田 圭 吾
委 員	福 田 浩 子
委 員	石 岡 美 香

◎欠席者

委 員	小 林 一 美
-----	---------

◎出席した説明者

学校教育課長	
兼給食センター長	三 坂 亮 司
学校教育課参事	池 田 忠 寛
学校教育課長補佐	松 浦 真理子
学校教育課施設係長	阿 部 任 敏
社会教育課長兼図書館長	佐 藤 真理子
社会教育課文化財係長	大 谷 茂 之
図書館奉仕係長	藤 本 陽 子
体育課長	伊 藤 勝
体育課体育係長	桜 井 則 夫
給食センター一次長	鈴 木 ゆかり
熊石教育事務所教育推進係主査	森 綱 正

◎開会・開会宣言

○教育長 本日、令和7年第2回教育委員会会議を招集いたしました。出席ご苦労様です。
本日の出席者は4名です。定足数の出席を認めます。よって、令和7年第2回八雲町教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議日程は、お手元に配布のとおりです。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○教育長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員に、石岡美香委員を指名いたします。

次の日程に入る前にお諮りします。

本日の協議第1号から協議第3号、並びに議案第1号は、八雲町議会への上程前の審議であることから、これらの議事は、八雲町教育委員会規則第20条第1項の規定により、秘密会としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので秘密会とします。

◎日程第2 協議第1号

○教育長 日程第2 協議第1号「八雲町奨学金条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

○学校教育課長 それでは説明いたします。議案書1ページをご覧ください。

この度の改正は、経済的な理由により就学が困難な者に対して、有用な人材を育成するために八雲町が基金として積み立てている八雲町奨学基金について、現在の基金額の定額8千730万円を5千万円へ変更するための改正で、3月6日開催予定の八雲町議会第1回定例会へ提案することについて、協議するものです。

奨学金は、対象となりうる人口状況や利用状況を勘案し基金定額を定め、奨学金を利用した者が返済をすることで基金定額を維持し、継続した運用を図っているものでありますが、基金についてはその定額を変更するたびに条例改正が必要となります。

この度の改正理由は、近年の奨学金の利用状況や少子化を勘案すると、基金定額は5千万円程度で十分な額であり、しかるべき時期に基金定額の変更を検討していたこと、また、過去に貸し付けを行った者のうち、返済が滞り債権回収ができない者の整理がついたことから、合わせて基金定額を改正するものです。

債権回収については、返済が滞っているものに対しては随時督促等の措置を行い、返済が完了するよう努めておりましたが、再三の督促に応じない7名について、令和2年7月に債権回収及び法的措置等を弁護士事務所に委託し、弁護士事務所からの通知により2名は完済し、1名は分割で返還することとなりました。

しかし、自主的な返還が期待できない4名について、令和3年1月に訴訟提起を行ったところ、1名は返済に応じ完済、1名は財産調査により無資力と判明、1名は令和3年中

に自己破産、最後の1名については、本年1月20日付で裁判所から自己破産の通知がされたことで、いずれも財産や返済能力がなく回収不能との判断がなされたことから、八雲町債権管理条例第16条第1項第3号及び第6号の規定により債権放棄を行い、3件総額56万9千円の不能欠損を行うこととしました。

このため、基金定額である8千730万円について、まず、不能欠損となる56万9千円を減額した8千673万1千円を基金定額としたうえで、3千673万1千円を減額し、基金定額を5千万円とするものです。

議案書2ページをご覧ください。具体的な改正内容は、第2条で定める定額を8千730万円から5千万円へ改めるものです。

なお、附則としてこの条例は、公布の日から施行するものです。

以上、説明いたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、協議第1号は協議済みといたします。

◎日程第3 協議第2号

○教育長 日程第3 協議第2号「令和6年度教育費補正予算」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 それでは説明いたします。議案書3ページになります。

本件は、令和6年度教育費補正予算を3月6日開会予定の八雲町議会第1回定例会に要求することについて、協議するものであります。

今回の補正は、先ほど協議第1号で説明した八雲町奨学基金条例の一部を改正する条例にかかり、奨学基金定額を8千730万円から5千万円とした分の3千730万円のうち、不能欠損分の56万9千円を差し引いた額3千673万1千円分を一般会計に繰り入れるための歳入の補正であります。

それでは補正予算の内容について説明いたします。議案書4ページをお開きください。

19款繰入金、1項基金繰入金、5目奨学基金繰入金、1節奨学基金繰入金3千673万1千円は、奨学基金定額を8千730万円から5千万円とした分の3千730万円のうち、不能欠損分の56万9千円を差し引いた額となります。

なお、繰入額は令和6年度に執行した教育費予算に充当することとし、充当先については財務課で調整し処理することとしております。

以上、説明いたします。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、協議第2号は協議済みといたします。

◎日程第4 協議第3号

○教育長 日程第4 協議第3号「財産の取得について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○熊石教育事務所教育推進係主査 協議第3号財産の取得について、ご説明申し上げます。議案書5ページをお開きください。

本件は、令和5年度からの2か年計画で、平成27年度末で閉校した旧熊石高校公宅等についての購入取得を進め、今後は町財産として、現在入居中の熊石地域小中学校教職員の住宅に引き続き居住できるよう住宅環境の充実を図るため取得するもので、令和6年度購入分であります。北海道教育委員会より鑑定評価を終え売買価格として1千678万9千300円の提示を受け、町で取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めることから、3月6日から開催予定の令和7年第1回町議会定例会に財産の取得についての議案提出にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき協議するものです。

続いて6ページをご覧ください。取得する財産の内容ですが、1財産の所在地、種別及び面積は、議案書に記載のとおり全部で2棟3戸です。2取得の目的は、熊石地域の教職員住宅等として有効活用を図るものです。3取得の方法は、契約の定めるところによるものです。4取得金額は1千678万9千300円で、5取得の相手方は、北海道教育委員会教育長中島俊明であります。

なお、昨年と同様に道教委との契約上、教育委員会の財産として一括取得しますが、1棟1戸については熊石地域での活用に合わせ所管換えを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、協議第3号についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

○福田委員 今回1棟2戸、1棟1戸の2つですが、今後所管換えをするのは、1棟1戸の方ということでしょうか。

○熊石教育事務所教育推進係主査 所管換えをするのは1棟1戸の方なのですが、北海道の職員住宅としてさけます内水面の職員が住んでいましたので、取得後は、町のサーモン種苗生産施設職員の住宅または、関係人口創出事業を行っているのもので、その関係の住宅として活用を考えております。

○福田委員 現在その住宅には誰も居住していないということでしょうか。

○熊石教育事務所教育推進係主査 現在、誰も住んでおりません。

○福田委員 教員住宅として使用する方も誰も居住していないのでしょうか。

○熊石教育事務所教育推進係主査 まだ取得しておりませんので、現在は誰も住んでおりません。

○教育長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、協議第3号は協議済みといたします。

◎日程第5 議案第1号

○教育長 日程第5 議案第1号「令和7年度八雲町教育行政執行方針について」を議題といたします。

本件は私から説明いたします。別冊の教育行政執行方針案になりますが、ご覧ください。

「自立」「協働」「創造」の育成を目指すということで、誰一人取り残すことのない学びの実現を図っていくこと。そして、八雲町の教育理念の具現化を図ってまいります。

次に、1つめ学校教育についてですが、組織的かつ計画的、教科横断的に行うカリキュ

ラム・マネジメントを実践できるよう指導するとともにそれに伴う予算を確保するなど支援してまいります。

その中で、読解力の育成を視点とした授業改善に取り組み、八雲スタイルを確立するというので、令和7年度においても読解力の育成に力を注いでまいりたいと考えております。

さらには、教職員向けのICT研修の充実を図っていきたいと考えていますし、中学校においては、今年度も行っておりますGoogle for Educationの力を借りまして、探求的な学習も引き続き取り組んでいきたいと考えております。

次のページですが、2小中一貫教育の充実となっておりますが、これまでは小中一貫型コミュニティ・スクールの充実というテーマにしていたところですが、今年は、コミュニティ・スクールも9年目を向かえるということもあり、そして、熊石の学校のあり方の結論付けに取り組むということで、小中一貫教育をテーマにあげさせてもらいました。義務教育9年間を一つのまとまりとして捉え、系統性・連続性を踏まえた学習指導を図ってまいりますし、また、熊石地域での子どもたちに望ましい教育環境を確保するため、地域の方々とともに結論を導き出していきたいと考えております。

コミュニティ・スクールは、少し取組が落ち着いてきましたが、もう少し充実が図れるように地域の皆さんとともに頑張っていきたいという気持ちでいます。

3誰一人取り残すことのない教育の充実ということで、八雲小学校の低学年における25人編成の少人数学級指導を引き続き推進してまいります。

そして、ピア・サポート事業ですが、いよいよ全校で取り組めるようになりました。これを充実させていき、子どもたちの自己肯定感や自己有用感を育てていきたいと考えております。「いじめ」や「不登校」などに好影響を及ぼすことを願いながら進めてまいりたいと思っています。

特別支援教育につきましては、非常に充実した教育を行っていると考えていますので、引き続き他の機関とも連携を密にしながら進めてまいります。

3ページになります。就学援助については、引き続き制度の周知を徹底し、適切な支援を実施することや農漁業、商工業後継者に対する養成奨学費の助成を引き続き実施してまいります。

次に食に関しては、食育の充実そして、食物アレルギー対応、学校給食費無償化についても引き続き実施してまいります。

4の安全・安心な教育環境づくりの推進ですが、児童生徒の安全確保は、信頼される学校づくりの基盤ということで、引き続き関係機関や地域の皆さんの支援・協力をいただきながら行ってまいりたいと考えています。

5に入りますと生涯学習社会ということで社会教育の分野に移ります。

木彫り熊発祥100周年の盛り上がりを次の世代に引き継ぐために、今回記念事業を協賛して下さった皆さんと連携を図ってまいりたいと考えております。これまでは、一部の方々からの強いニーズがあって、情報提供などなかなか難しい部分もありましたが、今年度協賛事業という形でしっかりと協力して下さる方が顔を見せていただいたということで、このの方々を中心に情報共有などをしっかり行っていきたいと考えておりますし、木彫り熊の継承に向けて制作するの方々のすそ野を広げるため、木彫り熊講座の拡充、少し初級の方々向けの講座を、講師の協力を得ながら行ってまいります。

社会教育関係施設については、役場新庁舎に公民館が入りますので、部屋数は絞りましたが十分に部屋の確保はできていますので、それを有効に活用いただくように設備充実という段階に入ってまいります。

図書館についても、今までの取組を生かし、さらにサービスの充実に努めてまいります。そして、来館者が快適に利用できるよう施設整備に取り組んでまいります。エアコンについては、令和7年度実施設計に取り組んでまいります。

5ページになります。6心身の健康を目指した社会体育・スポーツの確立ですが、前段については、今まで同様関係団体と密接に連携を図ります。そして、アスリートとして頑張っていく方、子どもたちも各種大会で優秀な成績を収め、町民に感動と勇気を与えてくれています。

他方、部活動の地域移行もございますので、実施可能な活動から確実にできるように具体的な検討を進め、持続可能な体制づくりに発展させてまいります。令和7年度は1つ形を作っていきたいと考えております。

また、開町20年を記念したスポーツ大会を関係団体にお世話になりながら進めていきたいと考えております。

スキー場の大規模な設備改修に着手しということですが、実際に発注しても令和7年度予算は動かない、令和8年度に実際の設備改修が始まるということで予算は令和8年度に計上するということから、令和7年度は「設備改修に着手し」という記載の仕方にさせていただいております。

そして、温水プールについては設備の更新を行い、体育施設の維持管理に今後も努めてまいりたいと考えております。

スポーツ合宿についてもこれまでと同様、誘致活動を進めてまいります。サッカーは、欧州と同じシーズン展開になるということで秋から始まるので、夏に合宿が行われるということで、北海道に向いてくるのではないかというチャンスを捉えられたらと考えております。

最後になりますが、渡島の教育は二海からということで、渡島の中でも八雲町が教育の発展をリードし、生涯学習・学校教育・スポーツと皆さんのお力を借りながらしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

そういった、執行方針案となっております。

説明は以上です。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6 議案第2号

○教育長 日程第6 議案第2号「令和6年度八雲町教育委員会事務事業点検・評価報告書について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 それでは説明いたします。議案書8ページをお開き願います。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行ない、そ

の結果に関する報告書を作成し、議会に提出、公表することとなっていることから、別冊のとおり報告書を作成するものであります。

別冊の報告書の表紙の裏面をお開き願います。この報告書は、令和5年度に実施した事務事業のうち、記載の16の事務事業について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項に基づき「教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るもの」として外部評価による点検・評価を受けたものです。

外部評価委員については、所管課毎にカッコ内に記載のとおり町民からの外部評価を受けたものです。

1ページからの個別評価の内容につきましては、報告書を事前配布させていただいておりますので、説明は省略をさせていただきます。

以上、簡単ではありますが、議案第2号「令和6年度八雲町教育委員会事務事業点検・評価報告書について」の説明といたします。よろしく申し上げます。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第2号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 その他

○教育長 日程第7 その他ですが、事務局から何かありますか。

(「なし」という声あり)

◎閉会の宣言

○教育長 無いようですので、本日の会議に提出した議案等の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和7年第2回教育委員会会議を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

【閉会 午前10時30分】